

成年年齢引下げに伴う 若年者の消費者被害防止に向けた対応策に関する意見

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会は、成年年齢を20歳から18歳へ引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）が令和4年4月1日に施行されることを踏まえ、令和3年12月17日開催の第361回消費者委員会本会議において標記意見を取りまとめ、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁をはじめとする関係省庁に発出した。

改正法が施行され、新たに成年となった18歳及び19歳の若年者は、従来行使可能であった未成年者取消権（民法第5条第2項）を喪失した。このため、20歳代初めでみられる消費者被害が、今後、18歳及び19歳の年齢層にも拡大することが強く懸念されている。

以下では、改正法施行に向け、同意見で関係省庁に対し取組を求めた「今後の対応策」6項目の概略を紹介する。意見全文は内閣府消費者委員会ウェブサイト（※1）を参照されたい。

1 若年者向け消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業の更なる推進

外部講師やオンライン活用等により、高等学校等での授業実施率を改正法施行

行までに100%実施を達成すべく取組を強化すること。

2 周知・広報活動の更なる強化及び政府広報等を活用したキャンペーン活動の実施

従来の「フル型周知」に加え、「ブッシュ型周知」を一層強化し、全国民への周知・広報を徹底すること。加えて、SNS等のデジタルツールの活用も有用であると考えられること。

3 制度整備及び執行の強化等

消費者契約法の着実な見直しを実施するとともに、特定商取引法等違反事業者への厳正な処分を行うこと。各業界に対する自主行動基準の制定・遵守等を促すこと。

4 消費生活相談体制のデジタル化

ホームページ上のFAQ等の充実を図るとともに、メール・SNS等による相談受付やAIによる解決支援導入など、消費生活相談体制のデジタル化を加速させること。

5 各取組の成果の検証及び評価

これまでの取組成果の検証・評価を継続実施。「社会への扉」等を活用した授業につき、全国規模で成果を把握（理解

度、定着度等にも着目）・分析したうえで、改善につなげること。

6 施行後の取組の具体化

施行後の取組を早急に具体化すること。若年層の消費者被害データを収集し、検証・評価可能なKPI（重要業績評価指標）を設定すること。

今回の意見表明に加え、消費者委員会は令和4年3月18日に成年年齢引下げをテーマに「消費者問題シンポジウム」をオンラインで開催し、改正法施行直前の注意喚起を行うとともに、関係省庁の取組や課題等につき議論した。シンポジウムの資料と動画配信は内閣府消費者委員会ウェブサイト（※2）を参照されたい。

成年年齢引下げに関する諸課題への対応は3月31日で終わるのではなく、むしろ4月1日以降も更なる取組を行うことが重要である。消費者委員会としては、今後も関係省庁の取組状況を注視し、必要に応じ意見表明を行うこととしている。

※1 意見全文 https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/1217_iken1.html
 ※2 シンポジウム <https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/other/meeting1/chihou.html>